

○議事日程 (平成二十五年三月十八日第三日)

日程第一	議案第一号	諸般の報告	日程第十三	議案第二十二号	する条例について
日程第二	議案第一号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	日程第十四	議案第二十三号	町道路線の廃止について
日程第三	議案第一号	養老町暴力団排除条例の一部を改正する条例について	日程第十五	議案第二十四号	町道路線の変更について
日程第四	議案第十三号	養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十六	議案第二号	養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
日程第五	議案第十四号	養老町職員との給与に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十七	議案第三号	養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第六	議案第十五号	養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十八	議案第四号	養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第七	議案第十六号	養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十九	議案第五号	養老町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第八	議案第十七号	養老町道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について	日程第二十	議案第六号	養老町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
日程第九	議案第十八号	養老町都市公園条例の一部を改正する条例について	日程第二十一	議案第七号	養老町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
日程第十	議案第十九号	養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	日程第二十二	議案第八号	養老町準用河川に係る河川管理
日程第十一	議案第二十号	養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について			
日程第十二	議案第二十一号	養老町下水道条例の一部を改正			

日程第二十三	議案第九号	施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	日程第三十三	議案第三十一号	業会計補正予算
日程第二十四	議案第十号	養老町風致地区条例の制定について	日程第三十四	議案第三十二号	平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算
日程第二十五	議案第十一号	養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	日程第三十五	議案第三十三号	平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第二十六	議案第十二号	養老町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について	日程第三十六	議案第三十四号	平成二十五年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについて
日程第二十七	議案第二十五号	養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	日程第三十七	議案第三十五号	平成二十五年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第二十八	議案第二十六号	平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について	日程第三十八	議案第三十六号	平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
日程第二十九	議案第二十七号	平成二十四年度養老町一般会計補正予算	日程第三十九	議案第三十七号	平成二十五年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第三十	議案第二十八号	平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算	日程第四十	議案第三十八号	平成二十五年度養老町一般会計補正予算
日程第三十一	議案第二十九号	平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算	日程第四十一	議案第三十九号	平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算
日程第三十二	議案第三十号	平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算	日程第四十二	議案第四十号	平成二十五年度養老町簡易水道特別会計補正予算
			日程第四十三	議案第四十一号	平成二十五年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
			日程第四十四	議案第四十二号	平成二十五年度養老町住宅新築

産業建設部	加藤敏博
商工観光課長	
産業建設部	伊藤博文
建設課長	
産業建設部	西脇和信
水道建設課長	
会計管理者兼	伊藤幸
会計課長	
教育委員会事務局兼	香川満
スポーツ振興課長	
教育委員会	佐藤昌子
教育総務課長	
教育委員会	藤田実芳
生涯学習課長	
消防課長	小林恒夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	山中秀樹
議会事務局書記	川地洋子
議会事務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長 (松永民夫君) おはようございます。

平成二十五年第一回養老町議会定例会を再開するに当たりまして、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお

願います。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いします。

——町民憲章朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十二番 岩瀬進君より、病気のため欠席の通告がありました。

ただいまから平成二十五年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長 (松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定により、十一番 中村辰夫君、十三番 水谷久美子君を指名します。

○議長 (松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に各常任委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長 (松永民夫君) 次に、日程第三、議案第一号から日程第十

五、議案第二十四号までの十三議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長 (松永民夫君) それでは、日程第三、議案第一号 地域社

会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずる

ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第四、議案第十三号 養老町暴力

団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第五、議案第十四号 養老町非常

勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第六、議案第十五号 養老町職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といた

します。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第七、議案第十六号 養老町廃棄

物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを

議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第八、議案第十七号 養老町道路

占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたし

ます。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第九、議案第十八号 養老町都市
公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十、議案第十九号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十一、議案第二十号 養老町簡

易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十二、議案第二十一号 養老町

下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十三、議案第二十二号 町道路

線の廃止についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十四、議案第二十三号 町道路

線の認定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十五、議案第二十四号 町道路

線の変更についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十六、議案第二号 養老町指定

地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第五十、議案第四十八号 平成二十五年
度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの三十五議案を一括議題といたします。

この三十五議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る三月五日及び六日、各委員及び執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定三件、平成二十四年度養老町一般会計及び特別会計補正予算五件、平成二十五年度養老町一般会計及び特別会計予算六件の合計十四件の議案

についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第二号 養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、

一、認知症対応型通所介護と小規模多機能型居宅介護で現在公募がないことに対する見解はの問いに対して、採算面を考えると参入する業者が少ない状況ではあるが、第五期養老町介護保険事業計画策定時のアンケート結果により必要と考えているとの回答でした。

二、第三条で定める法人にNPOも含まれるかの問いに対して、法人であればよいとの回答でした。

次に、議案第三号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、一、地域密着型介護サービス費用基準額とはの問いに対して、サービスごとに、それぞれの要介護度に応じて決まった金額であるとの回答でした。

二、第六条第二項にある、その他町長が定める者の職種とはの問いに対して、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員であるとの答弁でした。

三、第三十二条第二項にある、町長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内とはの問いに対して、地域において、都市部であれば家が集積しているが、本町では離れているといった立地条件を勘案し、サービス体系について、事業者が柔軟に対応できるということとの回答でした。

四、事業者の苦情処理について、町への報告義務はの問いに対して、事業者には報告義務はないが、町には指導義務や調査権限がある。ケア会議では、民生委員、隣家、施設職員、行政が参加し、

苦情だけでなく、サービス面でも定期的に協議しており、その結果が文書で町へ送られてくるとの回答でした。

五、第三十二条第二項にある専門的知識を有する者とはの問いに對して、消防署職員のこととの回答でした。

六、第五十八条第十項第一号にある定期的な面接とはの問いに對して、介護支援専門員が定期的に行う面接やモニタリングである。なお、入居者の心身の状況によっても適切に行うとの回答でした。

七、第三十二条にあるスプリンクラーの設置義務の詳細はの問いに對して、消防法施行令第十二条の規定にあるとの回答でした。

次に、議案第四号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてに關しましては、一、第四十四条にあるサテライト型とはの問いに對して、特別養護老人ホームや老人保健施設を母体に、その近距離に施設をつくった場合には、人員等を融通できるものとの回答でした。

次に、議案第二十七号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算における総務民生委員会関連では、まず歳出に關しまして、一、児童措置費の園児の減少人数はの問いに對して、乳児が六人減、一、二歳児が二十人減、四歳以上が三人減で、全体では十七人の減との回答でした。

二、文化財アーカイブ事業の調査件数が減少したが、その対応はの問いに對して、聞き取り調査として、今年度終了分が二百三十件であり、減少した百二十件は、新年度にて継続するため、予算に計上しているとの回答でした。

三、東部中学校耐震工事の詳細はの問いに對して、全部で十棟の予定であり、今年度は第一期工事として、北側校舎と東側校舎の特別教室の三棟を今回補正予算にて計上し、それ以降は、第二期で南側の管理棟、第三期でトイレ改修、ほほえみ教室等、第四期で厨房増築、第五期では、まだ検討が必要ではあるが、町民体育館を予定しているとの回答でした。

四、高田中学校の現図書館の耐震化について、未使用の耐震化済みの教室へ図書室を移動できないかの問いに對して、文部科学省が進める少人数学習のために教室を確保する必要性があることと、教室棟は耐震壁であるため抜くことはできず、面積の確保ができないとの回答でした。

歳入に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十八号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算に關しましては、一、償還金の内訳はの問いに對して、一般被保険者の療養給付金は、三月から十月までの実績により、それ以降、翌年二月までの伸び率を九・四％として交付申請を行い、さらに国において予算に余剰があり、八・四％を乗じて交付決定を受けたが、実績での伸び率が五・九％であったため、差額を返還するものとの回答でした。

二、医療費の給付実績の伸び率が低い要因はの問いに對して、医療費の多くかかる七十五歳以上が後期高齢者医療へ移行しており、また団塊の世代の高年齢化をあわせても被保険者数が減少傾向にあるためとの回答でした。

次に、議案第二十九号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算に關しては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第三十二号 平成二十四年度養老町介護保険事業特

別会計補正予算に関しましては、一、小規模特別養護老人ホームの介護基盤緊急整備特別対策事業費等が不用額になった原因はの問いに対して、平成二十四年度中に開設の予定であった事業者から、設計変更の申し出があり、県の指導により、新年度に改めて申請することになったためとの回答でした。

次に、議案第三十三号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算に関しては、現在の加入者数はの問いに対して、昨年十一月末現在で被保険者数が三千九百二十六人との回答でした。

次に、平成二十五年度予算における総務民生委員会関連の総括質疑において、一、養老の日にちなんで学校や公民館での取り組みはの問いに対して、学校施設や公共施設で土・日の無料開放を考えているが、ほかにできることはないか、各課で検討中であるとの回答でした。

二、新生養老まちづくり構想にある温泉施設の有効活用とはの問いに対して、現在パブリックコメントを実施中であるが、大きな修正がない場合は、構想に基づき、来年度、コンサルタントを通じて、町の経営参画に関して望ましい手法や有効活用のあり方等について検討していきたいとの回答でした。

三、子供たちの教育振興の予算が少ないのではの問いに対して、行財政経営改革プランには人づくりを盛り込んでいるが、まちづくりの形をつくり上げることがを先行投資として優先した。ただ、子育て支援センターを養北保育園に併設することについては、現在検討中であるとの回答でした。

四、いじめ・体罰の調査結果はの問いに対して、県教育委員会が全小・中学校の体罰調査をしたが、町内では該当案件はゼロであったとの回答でした。

五、施政方針のデジタル教材とは、また指導員の人材確保はの問いに対して、小・中学校における各教室のパソコンの買いかえを予定しているが、タブレット型端末の導入は国も現在研究中であり、動向を重視していきたい。なお、デジタル指導書については、今年度から中学校の理科と数学で導入しており、平成二十五年度から小学校でも導入する予定である。また、人材確保については考えてはいないが、今年度、中学校で教師用のデジタル指導書を導入し、現在指導法について研究中であり、平成二十六年には、町の講座科目にデジタル教材の利用法を検討したいとの回答でした。

六、養北小学校の給食室には災害時用の釜などの備品がないが、国の地域の元氣臨時交付金を活用してはの問いに対して、今後、防災備品の検討をする。また、地域の元氣臨時交付金については、国から詳細な資料が来たら、各部署に確認していくとの回答でした。

次に、議案第三十八号 平成二十五年度養老町一般会計予算における総務民生委員会関連では、まず歳出に関しまして、総務費関係としては、一、区長手当等交付事務の補助金削減はの問いに対して、区長手当等交付金は、区の世帯数によって四段階に分けて予算計上してあるが、それ以外に、区長連絡協議会の補助金は、補助金の趣旨に基づかないとして極力削減した。なお、新しい住民自治組織ができると区長手当も新しいものになると考えているとの回答でした。

二、協働のまちづくり推進事業の内容は、またコンサルタントの位置づけはの問いに対して、モデル地区指定は、河北地域と高田・養老・多芸西部地区、さらに広幡・上多度・池辺・笠郷地区の三ブロックの中から各一地区をと考えているが、選定方法は各

ブロックにお任せする。また、コンサルタントには、モデル地区には地域のまちづくり振興計画を作成してもらうに当たり、具体的にアンケート調査やその集計作業、基本理念、基本的な課題、その解決手法等の検討を行うときの指導業務に携わってもらうとの回答でした。

三、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の内容はの問いに対して、このプロジェクトとして、四つの事業を計画している。

一つ目に、新生養老まちづくり構想を平成二十四年度に策定予定であり、平成二十五年度はその進行管理を行うための事業を行いたい。

二つ目に、平成二十四年度に引き続き、養老改元一三〇〇年祭イベント事業費を計上した。平成二十五年度では、広く町民の意見を求め、イベント事業の計画を策定したい。

三つ目、町民企画事業支援事業として、町民から新生養老まちづくり構想に基づき、自主企画事業を公募し、最大二十万円の補助金を五件交付したい。

四つ目に、養老の郷づくり推進体制等構築事業として、郷づくりを進めるために、会社などの推進組織を設立するための調査・検討をする事業を進めたいとの回答でした。

四、養老改元一三〇〇年事業基金積立金の目標総額はの問いに対して、現在、大きな事業費は概算で計算しており、その何割かは寄附金という意見も出るかもしれないが、広く周知して、自主的に寄附してもらえようになりたいとの回答でした。

五、賦課徴収事務費の航空写真とはの問いに対して、評価がえに伴い、土地の利用形態等を調べるために三年ごとに実施しているとの回答でした。

六、徴税費の過誤納金返還金とはの問いに対して、法人町民税

の確定による予定納税分の返還金や、町県民税の修正申告による返還金等であるとの回答でした。

七、戸籍住民基本台帳事務費とはの問いに対して、広域災害に備えるための戸籍副本データ管理システム導入の委託料であるとの回答でした。

民生費関係としては、一、老人福祉費の補助金見直しの内訳はの問いに対して、高齢者保健体育事業では、主に弁当、参加費について六十一万六千円を削減した。なお、老人クラブ育成事業の補助金の繰越金が単位クラブ全体で一千万円を超えている現状も考慮した。また、高齢者在宅福祉事業では、介護保険制度の住宅改修とは別に町単独として上乗せ補助していたが、既に県の補助も廃止されていることから三百万円を削減した。さらに、町のシルバー人材センター補助金では百四十万円を削減したとの回答でした。

二、地域福祉センター費が三百四十二千円増額理由はの問いに対して、主に、施設整備の修繕費に百万円と、屋上防水修理三百三十万円であるとの回答でした。

三、心身障害者福祉センター施設整備事業の内容はの問いに対して、町社会福祉協議会がケアホームを設立するに当たり、敷地整備をするものとの回答でした。

衛生費関係としては、一、医療機器整備事業とはの問いに対して、エックス線CT装置一台を西美濃厚生病院が購入するに当たり、県と町が補助金を支出するものとの回答でした。

二、母子保健事業の災害時分娩セットとはの問いに対して、専用機器、分娩用ガウン、シーツ等消耗品、テント等で、二セットを保健センターに備蓄するとの回答でした。

三、予算参考資料の平成二十四年度清華苑利用状況表の金額は、

横領金額は加味されているのかの問いに対して、毎月、調定に基づいている数字であり、現時点では横領による金額を加味していないため、事件の全容が明らかになった後に正確な数字を報告したいとの回答でした。

四、清華苑使用料の横領は、これまでの平均的な使用料で気づかなかつたのかの問いに対して、昨年の予算査定時には、民間葬儀場のティアができたためと推測していた。なお、詳しくは捜査中なので差し控えたいとの回答でした。

消防費関係としては、一、消防救急デジタル無線の導入はの問いに対して、平成二十五年度中に養老消防署指令棟を建設、平成二十六年度高機能消防指令センターを設置、平成二十七年消防救急デジタル無線設備を導入するものである。今後の総事業費は、上石津町と合わせて約八億四千万円で、本町のみで六億四千万円である。なお、総務課の防災ラジオは広域防災無線なので、今後アナログのままであるとの回答でした。

教育費関係としては、一、留守家庭児童教室事業の開設時間以降の迎えと、その負担はの問いに対して、迎え時間の調査をしたことはないが、特定の子が遅いという報告は受けていない。個別に使用料をふやすのではなく、全体の見直しを検討したいとの回答でした。

二、仮に本町で給食費を無料化にする場合の財源等はの問いに対して、給食費は各学校で管理している諸費なので資料はないが、現在、調査しているところであるとの回答でした。

三、図書館の図書購入費はの問いに対して、平成二十五年度の図書購入費は三百万円であるとの回答でした。

四、町民プール維持管理費が増額の理由は、また再オープンに当たり特別なメニューはの問いに対して、大規模改修による管理

委託料が約三百万円と、七月に再オープンのためのスイミングスクール委託料がふえ、また現在の体育スクールも継続していくため。なお、再オープンに当たり、元オリンピック選手によるスポーツ教室の開催や、西濃圏域でPRチラシを配布し、また一定期間無料サービスによる新規利用者を開拓することを考えているとの回答でした。

五、スポーツ推進計画とはの問いに対して、平成二十四年度と平成二十五年度の計画として現在アンケートを実施中であるが、平成二十五年度は、ワークショップを実施しながら各団体にヒヤリングを行い、昨年発足の公益財団法人養老町スポーツ連盟や総合地域スポーツクラブの養老スポーツクラブに軽スポーツや健康スポーツ等を実施してもらうとの回答でした。

六、文化財収蔵庫の改修工事の狙いはの問いに対して、文化財アーカイブ事業として整理した発掘品等の保管場所として、中央公民館の元管理人室を収蔵庫として整備し、保管するもの。なお、現在、町民会館二階にある展示スペースは狭く、将来的には展示・収蔵スペースを兼ね備えたものを考えていきたいとの回答でした。

次に、歳入に関しましては、一、徴収嘱託員配置の成果はの問いに対して、平成二十四年六月から徴収嘱託員二名を配置し、平成二十五年一月末現在で、電話催告、訪問により八百七十八万円の納付があったが、例えば固定資産税の場合だと調定額の〇・一％程度なので、予算には反映していないとの回答でした。

二、たばこ税増収の根拠はの問いに対して、平成二十五年四月一日から合計税率は変わらないが、県と町の割合が変わるためとの回答でした。

次に、議案第三十九号 平成二十五年養老町国民健康保険特

別会計予算に關しましては、一、被保険者証の紙質等が不評であるがの問いに對して、平成二十五年には、印字がこすれて消えないようにラミネートを張るなど検討したいとの回答でした。

二、療養諸費の伸び率はの問いに對して、療養給付費は一般分と退職分があり、一般分の三年間の伸び率は一・〇五七％で、退職分は大幅に減少し、〇・九七％であるとの回答でした。

三、出産育児一時金の予算減額の理由はの問いに對して、過去三年の平均伸び率〇・九三％から算出したとの回答でした。

四、本町の一人当たりの国民健康保険税額の県内順位はの問いに對して、平成二十四年十月三十一日現在、県の速報値による平成二十三年保険税一人当たりの調定額は、県平均が九万七千九百七十四円、本町が八万七千二百九十九円であり、県内順位は三十二番目であるとの回答でした。

五、基金の取り崩しと残額はの問いに對して、平成二十三年度は七千万円の取り崩しを行っており、当初予算は一億四千万円であった。なお、現在の基金残高は二億一千六百二十四千二百二十三円との回答でした。

次に、議案第四十二号 平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算に關しましては、一、債務者への対応はの問いに對して、非強制徴収債権であり、税のような強制執行力がないため、残り六十三件については最終的に裁判所に委ねることになるが、条例・要綱の整備を準備していくとともに、身元調査を行う未納者相續調査委託料として百五十七万円を予算計上したとの回答でした。

次に、議案第四十六号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計予算に關しましては、地域支援推進員とはの問いに對して、認知症施策総合支援推進事業として、国から補助金が出る新規事

業であり、保健師一名を臨時雇用し、地域包括支援センターに常駐させ、認知への啓発・啓蒙のための講習会開催等に従事させるものとの回答でした。

二、介護マークの普及はの問いに對して、つり下げ名札とリーフレットを各千セットとポスターを準備する予定で、ポスターを公共施設やスーパー等に掲示し、広報等でお知らせをした後に着手するため、早くても六月以降に地域包括支援センターと本庁窓口で申請受け付けを開始することになるとの回答でした。

次に、議案第四十七号 平成二十五年養老町介護サービス事業特別会計予算に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第四十八号 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計予算に關しましては、一、被保険者の出現率はの問いに對して、被保険者数は生年月日から年齢到達者を見込み、死亡者の見込みを差し引いているが、新年度予算では全年齢到達者を三百八十人、死亡者を百七十人と見込んでいるとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の制定三件、平成二十四年度養老町一般会計及び特別会計補正予算五件、平成二十五年養老町一般会計及び特別会計予算六件の合計十四件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過、並びに結果報告といたします。

○議長（松永民夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しております。

ので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 野村永一君。

○産業建設委員長（野村永一君） それでは、ただいまから産業建設委員会報告をいたします。十ページにわたって報告させていただきます。五ページが終わりましたら、六ページ目というふうに発言させていただきます。

去る三月八日、各委員並びに執行部の出席のもと産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定八件、八件の内容ですが、平成二十四年度事業会計剰余金の処分一件、平成二十四年度特別会計の繰入れの変更一件、平成二十四年度一般会計及び特別会計等補正予算三件、平成二十五年度特別会計の繰入れ四件、平成二十五年度一般会計及び特別会計等予算六件の合計二十三件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第五号 養老町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

質問ですが、基準の適用となる町道はの問いに対して、本条例は、従来からの道路構造令の基準と同一であるため、新設・改良ともに適用される。また、町道のランクによって基準を選んで適用するが、本条例の基準に当てはまらない狭い町道も多い。なお、国の補助を受ける場合は、必ず本条例を適用するとの回答でした。

寄附による町道はの問いに対して、民間の宅地造成や寄附による場合も同様にランク分けによって適用するが、従来から舗装と側溝がされ、幅員四メートル以上という最低の条件があったとの回答でした。

次に、議案第六号 養老町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

狭い町道への適用はの問いに対して、従来からの道路法第四十五条第二項に基づく標識令の基準と同一であるが、通行の妨げにならないように設置していくとの回答でした。

なお、一三〇〇年祭関係の案内看板を設置する場合は、看板を統一してほしいという要望がありました。

次に、議案第七号 養老町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

既存の町道への適用はの問いに対して、バリアフリー化については、既存の町道も対象であり、特に必要と認める道路から進めていくとの回答でした。

オンデマンドバスの停車場等の照明の設置はの問いに対して、第三十三条第二項の規定により必要と認められる箇所に設けるとあるため、個別に判断していくとの回答でした。

次に、議案第八号 養老町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

町内の準用河川とはの問いに対して、境川、新川、除ヶ川、西八間川の四本であるとの回答でした。

用水は対象外か、また樋門等は対象になるかの問いに対して、用水は普通河川になるため対象外である。樋門等は、従来、一、二級河川の基準が準用されてきたが、今後は当条例が適用される

との回答でした。

次に、議案第九号 養老町風致地区条例の制定についてに関してであります。

風致地区としての養老公園の面積と民家の有無はの問いに対して、風致地区としての面積は、住居がなく基準が厳しい一種が百三十八ヘクタールと、住居があり基準が緩やかな二種が二十九ヘクタールであるとの回答でした。

風致地区としての養老公園は、町が管理することによって変化はあるのか。また、東海自然歩道や養老山麓等を新規に指定できるかの問いに対して、養老公園は風致地区としての規制と都市公園としての規制があり、より厳しい都市公園法が優先されるため変化はない。また、新規指定については、必要であればできるとの回答でした。

次に、議案第十号 養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設定に関する基準を定める条例の制定についてに関してであります。

町内の特定公園施設とはの問いに対して、中央公園が該当するとの回答でした。

次に、議案第十一号 養老町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてに関してであります。

今までの町営住宅の基準はの問いに対して、従来は公営住宅法を適用していた。なお、本条例は新築する場合のみ適用されるとの回答でした。

次に、議案第十二号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてに関してであります。

当条例の対象者はの問いに対して、事業者である町の職員に対

するものであるとの回答でした。

なお、養老町指定給水工事が、複数同時に工事する場合の管理者のあり方に対する質疑もありました。

次に、議案第二十五号 平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分についてに関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十六号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてに関してであります。

公共ます設置工事が少なかった理由はの問いに対して、既に供用開始した地域で新たに設置を希望する分かれ家や離れ等の工事であるが、見込みより設置希望者が少なかったためとの回答でした。

次に、議案第二十七号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算に関してであります。

産業建設委員会関連で、まず歳出としては、揚排水機管理手当等が台風等によりふえているが、今後の揚排水機の管理の考え方はの問いに対して、揚排水機は、もともとの役割が農業揚排水事業で施行されたものであるが、生活排水も流れ込んでおり、公的機関の役割が大きいと考えるので、今後も継続したいとの回答でした。

有害鳥獣駆除事業費の駆除頭数と今後の取り組みはの問いに対して、補正分については、猿十二頭増、鹿百二十八頭増、カラス二百五十羽減である。また、猟友会の協力により事業を行っているが、会員の高齢化という問題があるため、地域で山沿いに柵を張ってもらうことを推奨しているとの回答でした。

農地・水・農村環境保全向上活動支援事業では負担金が減ったと聞くがの問いに対して、国が二分の一、県と町が四分の一ずつ

補助金を交付しているが、国の負担率が七五％に圧縮されたため、県と町も同様の圧縮をしたとの回答でした。

飛騨美濃じまん農産物育成支援事業で、補助金が減った理由はその問いに対して、農業者組織等が農業機械を買うための補助金であるが、当初の予定より安く買えたためとの回答でした。

次に、歳入としては、国庫補助の社会資本整備事業の対象はの問いに対して、幹線道路の舗装工事を受けるための調査と、広域農道関係の舗装の改修工事であるとの回答でした。

次に、議案第三十号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算、議案第三十一号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第三十四号 平成二十五年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについて、議案第三十五号 平成二十五年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての四議案に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第三十六号 平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについてに關してであります。

繰入額の内訳はの問いに対して、充当先として、公債費の元金に一億四千四百四十三万二千円、公債費の利子に六千二百八十三万五千円、給与の一部に二千三百三十四万五千円であるとの回答でした。

次に、議案第三十七号 平成二十五年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてに關してであります。

繰り入れは今後も続くのかの問いに対して、公債費の返還金約一千四百万円が今後約二十年間続き、また料金収入が少ないため、毎年約六百万円を繰り入れないと維持管理ができない状況である。また、現在、水洗化率は九〇％ほどであり、残り十件が加入したとしても、今後二十年間は同程度の繰り入れが必要になるものと

考えている。なお、平成二十五年度末での公債費残額は、元金が約二億七百万円であるとの回答でした。

これから六ページに入ります。

次に、議案第三十八号 平成二十五年度養老町一般会計予算に關してであります。

産業建設委員会関連で、まず歳出の総務費関係としては、オンデマンドバスの平成二十五年度の予定台数は、また一回当たりの乗車人数はの問いに対して、平成二十四年度に購入した四台と公用車二台が買いかえの時期に当たることから、当面オンデマンドバスとして使用し、もし有料化後に不要になれば公用車として使用する方法とし、さらにレンタカー一台を追加した計七台で実施する。また、乗車人数は、当初三人程度だったが、最近効率化してきて、多いときで七人程度であるとの回答でした。

オンデマンドバスの利用料金は、また委託料と運行システムの著作権はの問いに対して、利用料金は導入推進委員会で決定していないので予算計上していない。また、委託料は改めて決めることになるが、予算上は、国のオンデマンドバス料金基準により三千八百三十万九千円を計上した。運行システムは、名阪近鉄が東大システムを選択したが、町が委託料とは別に賃借料を支払っているとの回答でした。

オンデマンドバスの運転手のモラルが悪いと聞くが、また運転手の年齢はの問いに対して、今回の事故もあり、委託先である名阪近鉄には、安全運転を心がけ、態度も改めてもらうよう依頼する。また、年齢は把握していないが、定年退職者が中心との回答でした。

地方バス路線維持事業の予算内訳と増加要因はの問いに対して、補助金の内訳は、地域バスの大垣駅前―海津庁舎が三百四十四万

円、大垣駅前―今尾庁舎が三百八十九万円。また、巡回バスの大垣駅前―時が七百六十八万四千円、大垣駅前―時の市民病院経由が六百八十万六千円、大垣駅前―牧田上野が百七十六万円、大垣駅前―蛇持が六十八万四千円である。なお、増加要因は、国の補助金の要件である乗車率を確保するためには、乗車実績による町の補助額が上がっているとの回答でした。

次に、駐輪場維持管理費の内訳はの問いに対して、主に監視委託料が八十三万四千円と、使用料及び賃借料が三駅の土地賃借料として七十九万五千円であるとの回答でした。

養老鉄道の終電が早まるが、もとへ戻す要望は、また県で公共交通機関を残すための予算五千七百万円が計上されたと聞くがの問いに対して、養老鉄道のダイヤ改正は、近鉄本社のダイヤ改正があり、また収支が右肩下がり状態で、経費削減のためにはやむを得ないということでした。もとへ戻す要望は続けるが、近鉄本社も赤字総額の三分の二の六億円超を負担しており、余り要望を続けると、やめるといふ姿勢のため、難しい面がある。また、県の予算について、沿線市町から成る養老鉄道協議会は市町へ充当されるべきと主張しているが、結論は来年度にならないとわからないとの回答でした。

交通安全啓発費の内訳はの問いに対して、主に中学通学用ヘルメット等の消耗品百九十七万七千円、電光掲示板の電話料等の役務費十七万円であるとの回答でした。

交通安全施設整備費の内訳は、また反射鏡の設置数等はの問いに対して、主に反射鏡等の設置込み工事委託料三百四十万円、クロスマークの表示等の工事請負費百二十万円、消耗品五十一万円である。また、反射鏡の設置数は、前年実績により五十カ所を予定し、設置基準は、地元からの要望で、危険度の高いものから実

施していくとの回答でした。

農林水産業費関係としては、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の市民農園調査費用とはの問いに対して、健康づくりと観光を兼ねた市民農園を設置するための地元の意向調査等を行うための費用であるとの回答でした。

担い手支援事業費、元気な農業産地構造改革支援事業、担い手への農地集積等推進事業、新規就農者確保事業の内容はの問いに対して、担い手支援事業費とは従来からある制度で、農業機械を買った方への町単による助成金を交付する事業である。元気な農業産地構造改革支援事業とは、これまでの飛騨美濃じまん農産物育成支援事業が名称変更になった。担い手への農地集積等推進事業とは、戸別所得補償経営安定推進事業費として、人・農地プランによる担い手等への農地集積が行われる際、農業をリタイアする方へ補助金を交付する事業である。新規就農者確保事業とは、新たに農業を始める青年就農者等へ補助金百五十万円を交付する事業であるとの回答でした。

商工費関係としては、企業誘致推進事業とはの問いに対して、工場の設置奨励金として固定資産税の一部を補助する制度であり、株式会社松永製作所と株式会社エヌテックの増設が新たに該当するとの回答でした。

新エネルギー対策事業費の前年実績はの問いに対して、前年実績は、町内が二十五件の五百八十五万三千円で、町外が四十一件の四百五十二万九千円であった。なお、要綱変更により、町内単価を一キロワット当たり六万から四万に引き下げを行うとの回答でした。

観光事業振興費として、ふるさと養老観光宣伝費の予算内訳はの問いに対して、観光事業振興費は、主に観光チラシ五十万四千

円、孝子館の維持管理費二十万円、観光総会十一万円であり、またふるさと養老観光宣伝費は、主に観光キャンペーンの宣伝に使う観光ガイド等の需用費であるとの回答でした。

土木費関係としては、スマートインターチェンジの申請状況はの問いに対して、本年二月二十一日の地区協議会で、国・県、NEXCO、関係市町に実施計画書案が承認された。現在、連結許可申請が行われるための日時の連絡を待っている状況であるが、三月中には申請を出せる見込みで、その後は、国からNEXCOへの問い合わせ等手続を経て、四月末頃に国から認可がおり、事業着手できる見込みであるとの回答でした。

次に、歳入に入ります。

社会資本整備総合交付金の対象範囲はの問いに対して、西濃地区の道路整備計画に沿った形で本町の幹線道路や河川に関する社会資本整備事業に限られており、国の補助率も従来と変わらないため、今までどおり幹線道路の新設・改良を進めている状況であるとの回答でした。

次に、議案第四十号 平成二十五年度養老町簡易水道特別会計予算、議案第四十一号 平成二十五年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の二議案に関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第四十三号 平成二十五年度養老町上水道事業会計予算に関してであります。

湧水量の対策はの問いに対して、二月二十七日に漏水調査の結果が出て、漏水箇所が十五件見つかかり、四月早々に工事着手する予定である。また、廃泥については、問題のない五カ所を閉めたとの回答でした。

次に、議案第四十四号 平成二十五年度養老町公共下水道事業

特別会計予算に関してであります。

加入者戸数と加入状況はの問いに対して、平成二十四年三月三十一日現在、面整備七千七百五十人、二千六百三十三世帯に対し、加入者四千九百九十八人、千六百二世帯であり、加入割合六四・四九%である。なお、加入促進のため、昨年度は桜井、五日市地区を訪問し、今年度も沢田地区にて啓発予定であるとの回答でした。

次に、議案第四十五号 平成二十五年度養老町農業集落排水事業特別会計予算に関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定八件、平成二十四年度事業会計剰余金の処分一件、平成二十四年度特別会計の繰り入れの変更一件、平成二十四年度一般会計及び特別会計等補正予算三件、平成二十五年度特別会計の繰り入れ四件、平成二十五年度一般会計及び特別会計等予算六件の合計二十三件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、議案第十二号については挙手多数により、それ以外の議案については挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過、並びに結果報告といたします。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件についても、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 議案第三十八号 平成二十五年養老町一般会計予算について、委員長に質疑をいたします。

ただいまの委員長報告の中で、スマートインターチェンジの建設事業については、当委員会で現在の進捗状況などの議論があったと報告されましたけれども、費用対効果、また私は一般会計の総括質疑で、二月二十八日に、東海環状自動車道五斗蔭パーキングエリアにスマートインターチェンジが開通し、そのときの土岐市の負担分やB/Cのことについて触れましたが、それらの議論はありましたか。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 野村永一君、自席で答弁。

○産業建設委員長（野村永一君） 水谷議員の質問に対して回答いたします。

まず、費用対効果のB/Cに関しましては、その議論に関してはなされませんでした。

それから進捗状況につきましては、各地区委員会のほうが立ち上げられまして、開通のほうは平成二十八年度の二月に開通予定というふうに伺いました。

それから費用のほうですが、総額十四億円の費用がかかりまして、そのうち町負担分としては、アクセス道路が二億一千万円、スマートインターチェンジ内の町の負担分が一億九千万円で、総額大体十四億でございます。残りの十億は国からの負担金というふうに回答がありました。なお、養老町負担金のうちの四億一千万円ですが、社会資本整備事業計画交付事業というところで五五%交付されるというところであります。

また、本年度、二十五年度、上程されております款土木費、項

二道路橋梁費、三道路橋梁新設改良費の中のスマートインターチェンジ建設事業費三千二百九十九万九千円の費用も、今の十四億円のうちに入っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの委員長報告によりますと、養老町分のスマートインターにかかわる町の持ち出し分は四億一千万円ということでしたが、総括質疑のときに担当課長は、おおむね国が十億、そして町が三億というふうなことを聞いておりますし、私もそういうふうにノートに記載しているんですが、町の持ち出し分が一億円違うというのは本当ですか。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 野村永一君。

○産業建設委員長（野村永一君） 当初、水谷議員の言われる総括は十三億、この十三億というのは私もメモっております、間違いございません。

委員会においては十四億というふうに説明されました。ですから、問いたしかったですところ、大体大まかな数字で十三億から十四億という答弁でございました。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 一般会計の土木費の関係でちょっと質問いたしたいと思いますが、橋梁長寿命化計画で二千三百万円予算計上してありますけれども、昨年度、養老町の橋梁五百カ所ある、そのうちで、十五メートル以上の橋が三十三カ所、それから十五メートル以下の橋が十カ所、これは計画診断されたんですが、今年度、二十五年度は、そのうちの、具体的にどこがやられるとい

うのか、そういう検討はされましたでしょうか。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 野村永一君。

○産業建設委員長（野村永一君） 田中議員の質問であります、議論はなされませんでした。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

各常任委員会委員長に対する質疑が終わりました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時二十分といたします。

（午前十一時〇三分 休憩）

（午前十一時二十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第十六、議案第二号 養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、議案第三号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十八、議案第四号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十九、議案第五号 養老町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十、議案第六号 養老町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、議案第七号 養老町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についての

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十二、議案第八号 養老町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十三、議案第九号 養老町風致地区条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十四、議案第十号 養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第十一号 養老町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十六、議案第十二号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十七、議案第二十五号 平成二十四年度養老町水道事業会計資本剰余金の処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十八、議案第二十六号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十九、議案第二十七号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十、議案第二十八号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十一、議案第二十九号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十二、議案第三十号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十三、議案第三十一号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十四、議案第三十二号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十五、議案第三十三号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十六、議案第三十四号 平成二十五年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十七、議案第三十五号 平成二十五年度養老町

立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十八、議案第三十六号 平成二十五年度養老町

公共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十九、議案第三十七号 平成二十五年度養老町

農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十、議案第三十八号 平成二十五年度養老町一

般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次の点を申し上げ、反対討論をいたし

たいと思います。

まず一点目です。平成二十五年度の施政方針は、何よりも、一千万円を超える斎苑の横領、公金に対する適正な管理を盛り込み、町民の信頼を回復する断固とした姿勢を盛り込まなければいけません。しかし、一月二十二日に不正を確認しながらも、三月議会まで何らその姿勢が方針に生かされていないことです。真摯に受

けとめていただきたいというふうに思います。

二点目は、オンデマンドバスです。三月議会でも重要な議論の場でした。有料化の時期については二転三転しました。試行期間を十一月とする町の姿勢に、町民から批判が相次いでいます。

三点目は、町長の行政手法についてです。あれもこれも実現させたいとのハード面で頭出しの予算は、費用対効果の議論もなく、投資的経費の町負担、また職員みずからが足を使い、住民の意見を聞き、養老の郷づくり事業に反映させているとは思えません。コンサルタントの絵では、多額の血税を使うことに反対です。

さらに、多額の投資的経費を使いながら、二〇三二年を目標とした絆プランの人口設定も期待したいというだけの答弁であり、全く無責任と言わざるを得ません。

もちろん幾つかの新規事業には、これまで私どもが町民の皆さんの願いを届け予算化された事業も多々ありますが、一般会計は議会費から、また消防費、予備費までを審議する、総括して表明をしなければなりません。

最近、町民の皆さんからこんな率直な声をよく聞きます。養老町に合った、身の丈に合ったまちづくりをしてほしい。少子・高齢化に備え、町も一円も無駄遣いせず貯金をしてほしい。これまで町政が先送りしてきた課題を、大橋町長にはスピード感を持って勇氣と奮起で解決をしてほしいというものです。

最後に、昨年の小畑地区の行政懇談会で、住民の皆さんから養老町のいじめ問題は大丈夫かという心配がありました。教育長が不在でしたので町長が答弁され、教育長には包み隠さず話してほしいと言っていますと話を話されました。今、私たち議員は、その町長の包み隠さず話してほしいという教育長に言われた言葉と同じ気持ちを持っています。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（松永民夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 賛成討論をいたしたいと思います。

大橋町長は、町政の経営方針として、真の町政とは、町民主導による公平・公正な行政経営であり、誇りと愛着が持てるきずなを大切にするまち養老、これを実現するために、住民と行政の協働による新しい公共の考え方に基づくまちづくりを第一に進めるとのことでした。

養老改元一三〇〇年プロジェクト事業と新生養老まちづくり構想案をリンクさせ、住民サービスの質を落とさず、企業感覚を取り入れて、町民に夢と希望を抱かせる予算になっていると思えます。

財政厳しき折、費用対効果、優先順位等、十分討議し、予算を執行・監視していくことを新たに認識し、賛成討論とします。以上。

○議長（松永民夫君） 次に、反対討論はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 賛成討論をいたします。

町長が就任しまして二年近くなります。町長は、町民の皆さんに公約をしました。いろんな形を今、ことしは実行の年と言っています。それを実行するためにも、賛成討論といたします。以上です。

○議長（松永民夫君） そのほか、討論ありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十一、議案第三十九号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十二、議案第四十号 平成二十五年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十三、議案第四十一号 平成二十五年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十四、議案第四十二号 平成二十五年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十五、議案第四十三号 平成二十五年度養老町
上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十六、議案第四十四号 平成二十五年度養老町
公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十七、議案第四十五号 平成二十五年度養老町
農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十八、議案第四十六号 平成二十五年度養老町
介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第四十九、議案第四十七号 平成二十五年度養老町
介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第五十、議案第四十八号 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

本日、田中敏弘君ほか十人から、発議第二号 皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議についてが提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに賛成に諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、発議第二号 皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議についてを日程に追加し、追加日程第一として議題とすることは可決されました。

事務局から、追加日程及び議案を配付します。

〔追加議事日程・議案配付〕

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第一、発議第二号 皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、除斥の対象となる十番

皆川雅子君の退場を求めます。

〔十番 皆川雅子君 退場〕

○議長（松永民夫君） お諮りします。

本案は、除斥者を除く全議員からの発案ですので、趣旨説明の後、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明の後、質疑・討論を省略して採決を行うことに決定いたしました。

それでは、代表議員による趣旨説明を求めます。

八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） ただいま上程をいただきました発議第二号

皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議についての趣旨説明をいたします。

発議第二号 皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議について。
皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議についての議案を、別紙のとおり会議規則第十四条第一項及び第二項の規定により提出します。

以下、決議書の朗読をさせていただきます。

平成二十五年二月二十一日に発覚した養老町嘱託職員による養老町斎苑「清華苑」使用料の着服事件については、平成二十五年三月七日に養老町が刑事告訴した。

この事件により町に与えた損害は大きく、また嘱託職員であることから、町に対する町民からの信頼を失墜させた重大な犯罪である。

今回の事件は、葬儀を出した町民の心情に思いをはせれば、故人を送る遺族の思いを遺族の知らないところで踏みにじるものであり、到底承服できるものではない。

皆川雅子議員は、このような事件を起こした嘱託職員の親であり、また同居家族でもあることから、町民からの議会に対する批判や非難の声は非常に厳しく、議会も信頼を著しく損なうこととなった。

議員は、選挙を通じて町民からの負託を受けた公職、特別職の地方公務員であり、その活動は公費によって賄われる身分であるため、法律より高い道徳倫理規範が課せられた公人である。

よって、本町議会は、皆川雅子議員は、自分の子が犯した犯罪について社会的・道義的責任を自覚し、みずから速やかに町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上のとおり決議する。平成二十五年三月十八日 養老町議会。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆川雅子君の入場を許可します。

〔十番 皆川雅子君 入場〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君に報告します。

発議第二号 皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議については可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第一回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第一回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十五年第一回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十一時五十九分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年三月十八日

議長 松永民夫

議員 中村辰夫

議員 水谷久美子